

財関第618号  
平成21年5月28日

(各)税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 藤岡 博

### 税関様式関係通達の一部改正について

税関様式関係通達(昭和47年3月1日蔵関第107号)を下記のとおり改正し、平成21年9月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

なお、改正前の税関様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用させることとして差し支えない。

#### 記

税関様式関係通達の一部を次のように改正する。

( 税関様式の一部改正 )

税関様式C第5360号を別紙1のように改める。

( 記載要領及び留意事項の一部改正 )

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。